

	対象機械	特定 機械	特定 自主 検査	検査周期		
1	ボイラー(*1)	○		1月		
2	小型ボイラー(*2)			1年		
3	第一種圧力容器	○		1月		
4	第二種圧力容器(*3)			1年		
5	小型圧力容器(*4)			1年		
6	つり上げ荷重3t以上の（スタッカー式クレーンにあつては、1t以上）のクレーン	○		1年	1月	
7	つり上げ荷重0.5t以上3t未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5t以上1t未満）のクレーン			1年	1月	
8	つり上げ荷重3t以上の移動式クレーン	○		1年	1月	
9	つり上げ荷重0.5t以上3t未満の移動式クレーン			1年	1月	
10	つり上げ荷重が2t以上のデリック	○		1年	1月	
11	つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリック			1年	1月	
12	積載荷重が1t以上のエレベーター	○		1年	1月	
13	積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーター			1年	1月	
14	ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト（積載荷重0.25t未満のものを除く）	○		1月		
15	ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト			1月		
16	ゴンドラ			1月		
19	フォークリフト		○	1年	1月	
20	建設機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの）		○	1年	1月	
21	積載荷重が0.25t以上の簡易リフト			1年	1月	
22	ショベルローダー			1年	1月	
23	フォークローダー			1年	1月	
24	ストラドルキャリアー			1年	1月	
25	不整地運搬車		○	2年	1月	
26	作業床の高さが2m以上の高所作業車		○	1年	1月	
17	活線作業用装置(*5)			6月		
18	活線作業用器具(*6)			6月		
27	絶縁用保護具(*6)			6月		
28	絶縁用防具(*6)			6月		
29	動力により駆動されるプレス機械		○	1年		
30	動力により駆動されるシャー			1年		
31	動力により駆動される遠心機械			1年		
32	化学設備（配管を除く。）及びその附属設備			2年		
33	アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置（これらの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）			1年		
34	乾燥設備及びその附属設備			1年		
35	動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの(*7)			3年	1年	1月
36	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び廃液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの			1年		
37	特定化学設備及びその附属設備			2年		
38	ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの			6月	1月	

(*1) 小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。

(*2) 船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。

(*3) 小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。

(*4) 船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法の適用を受けるものを除く。

(*5) その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。

(*6) その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。

(*7) 鉄道営業法、鉄道事業法又は軌道法の適用を受けるものを除く。

注1 特定機械とは

特に危険な作業を必要とする機械。その安全性の確保のため、製造者は製造許可が必要であり、構造などについては構造規格が定められている他、製造から・設置・使用に至るまで一貫した検査制度が設けられている。（検査証がないと使用できません。）

注2 特定自主検査とは

定期自主検査の対象機械のうち、特に検査が技術的に高度であり、また事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれがある機械について、一定の資格を有する労働者、または検査業者により行う検査。（特定自主検査以外の定期自主検査については、必要な資格等は特にありません。）

	対象機械	特定 機械	特定 自主 検査	検査周期
--	------	----------	----------------	------

注3 検査項目は、機械ごと周期ごとに定められています。また、具体的な検査方法は、定期自主検査指針にて定められています。